

地球温暖化対策計画書制度について

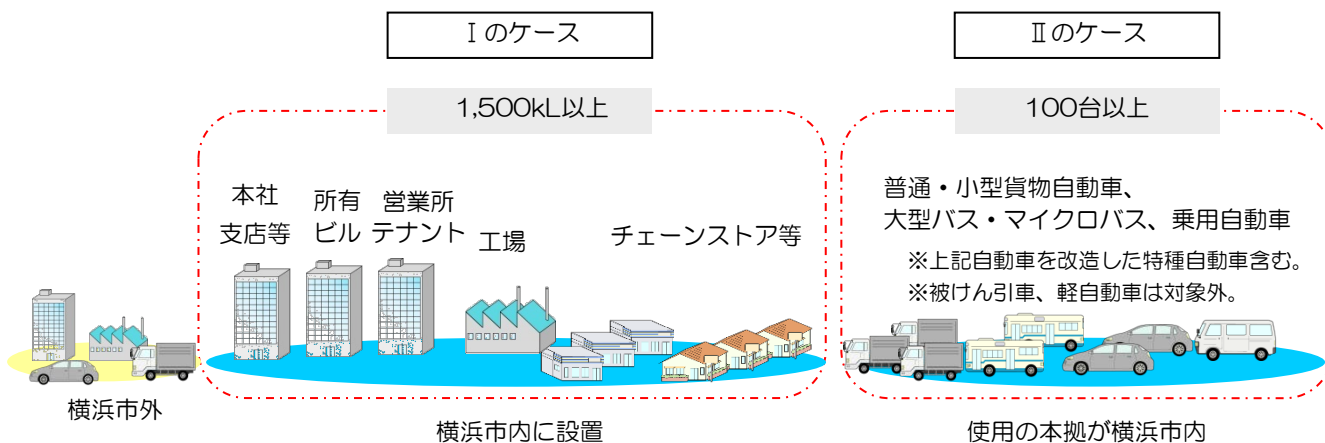
横浜市では、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者（地球温暖化対策事業者）の方々と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。

1 地球温暖化対策計画書、実施状況報告書の提出

以下の要件に該当する事業者は、地球温暖化対策事業者として地球温暖化対策の計画の作成・提出と実施の報告が必要となります。

- I 本市に設置しているすべての事業所（連鎖化事業者（省エネ法に規定する者）は、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が本市に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を含む。）における原油換算エネルギー使用量の合計が 1,500kL 以上となる事業者。
- II 事業者が使用する自動車（自動車 NOx・PM 法施行令第4条各号に掲げる自動車（被けん引車を除く。）のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数が 100 台以上となる事業者。

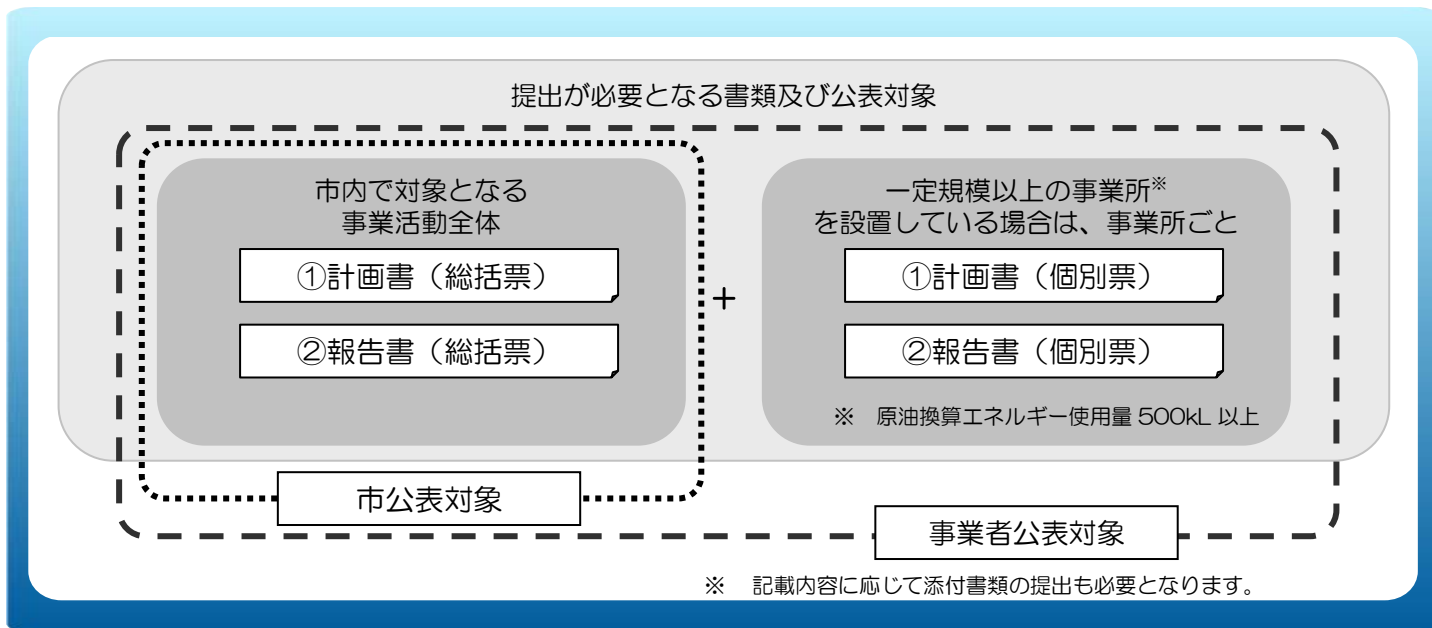
※ 上記要件以外の事業者の方でも計画の作成・提出等を行うことはできます。



(参考) 原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となる目安			
・小売店舗	約 3 万 m ² 以上	・コンビニエンスストア	30~40 店舗以上
・オフィス・事務所	約 600 万 kWh/年以上	・ファーストフード店	25 店舗以上
・ホテル	客室数 300~400 規模以上	・ファミリーレストラン	15 店舗以上
・病院	病床数 500~600 規模以上	・フィットネスクラブ	8 店舗以上

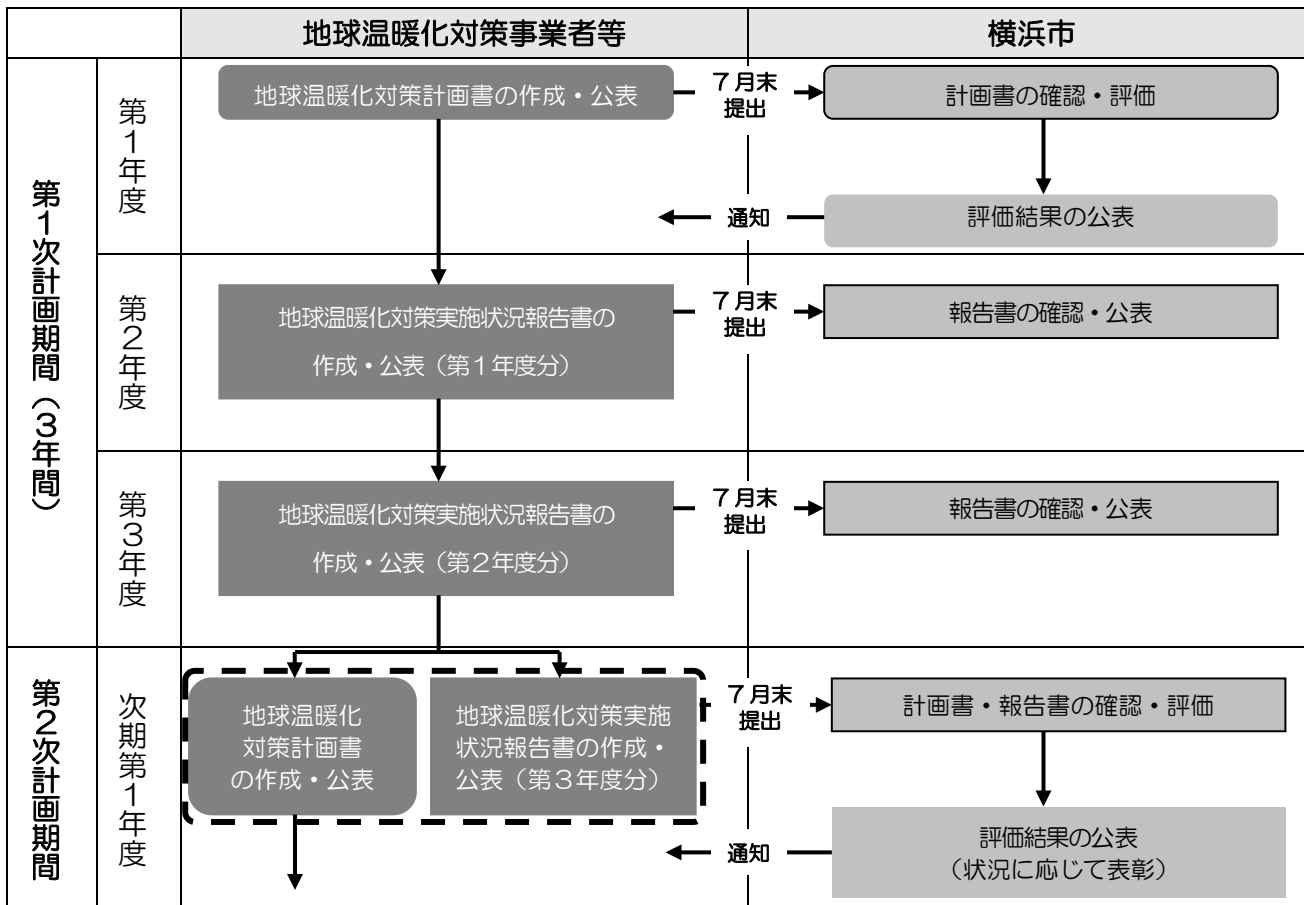
2 地球温暖化対策計画書、実施状況報告書の提出

作成した計画内容の提出や、実施状況の報告のために必要な書類は、以下のとおりとなります。これらの内容は、地球温暖化対策事業者及び横浜市それぞれで公表します。



3 計画期間及びスケジュール

計画期間は3年間です。提出期限は毎年7月末日となっています

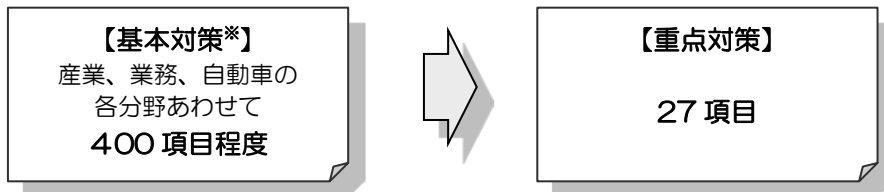


4

横浜市の制度の特徴

その1：重点対策を設定し、排出抑制対策を効率的に進めます

- ・ 大幅な初期投資を要しない設備改修や運転方法の改善などの基本的な対策の中から、削減効果が高い重要な対策を抽出し、「重点対策」としてその実施状況を確認します。



※基本対策は、主に 5 項目（①エネルギー管理の強化、②エネルギーロスの特定・排除、③エネルギー需要の見直し、④エネルギー効率の向上、⑤エネルギー供給の見直し）の対策に分け、その中から重点対策を抽出しています。

その2：複数の評価項目により取組内容を評価します

- ・ 削減目標だけでなく、市内で実施する様々な取組に対して評価を行います。

評価項目		評価の視点	
計画書	削減目標の設定状況	マイナスの削減目標であるか※1	
	重点対策の実施状況	該当する対策への対応はどうか	
報告書（3年間）	第3年度	削減目標の達成度	削減目標が達成されたか
		基準年度に対する排出量の削減状況	排出量は減少しているか※2
		重点対策の実施状況	該当する対策は全て実施しているか
		再生可能エネルギー利用設備等の導入状況※3	優良導入事例であるか、等※4
		低公害かつ低燃費な車の導入状況※5	使用台数に対する導入割合
	その他地球温暖化対策の実施状況	優良事例であるか、市との連携状況、等※4	
単年度	目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況	総合的な削減率、個々の取組の削減量が優良か※4	

※1 総量でマイナス設定ができない場合には、原単位目標設定で評価 ※2 クレジット等を活用した調整後排出量でも評価

※3 評価対象は①Ⅰ該当事業者 ※4 専門的知識を有するものの意見を踏まえ評価 ※5 評価対象は①Ⅱ該当事業者

その3：事業者の計画や実施状況の報告、その評価結果を公表します

- ・ 事業者から提出された地球温暖化対策計画における「計画書（総括表）」、実施状況の報告である「報告書（総括表）」を横浜市ホームページにて公表します。
- ・ 提出された計画書、報告書の評価結果（上記その2記載の事項）について、評価項目ごとに優良となった事業者を横浜市ホームページで公表します。

5 制度における主な留意点

神奈川県「事業活動温暖化対策計画書制度」や国の類似制度との関係

対象とする事業者の基準、排出量の算定方法など本制度の基本的な部分は、原則として「エネルギー使用の合理化に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」を踏まえています。また、横浜市域は神奈川県制度の適用除外となっているため、横浜市内分を再度神奈川県に提出する必要はありません。

使用する排出係数の取り扱い

排出係数は、事業者自らの対策による削減効果をわかりやすくするため、基準排出量の算定に使用した係数を計画期間内の排出量の算定においても使用します。

市による指導及び勧告等

市は、計画の作成及び実施等について必要に応じて指導・助言を行います。また、その内容や評価を行うに当たっての確認など、必要な限度において立入検査を行います。なお、計画書や報告書の提出や公表をしない場合には、必要な措置をとるよう勧告を受ける場合があります。

お問い合わせ先

横浜市環境創造局
環境管理課（計画書制度担当）

〒231-0017

横浜市中区港町 1-1 関内中央ビル8階

TEL : 045-671-4224

FAX : 045-663-5656

E-mail : ks-keikakusho@city.yokohama.jp

本制度に関するホームページ :

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyuu/ondan/jourei/>

